

令和7年度 介護職員等による喀痰吸引等（不特定多数の者対象）の研修 （社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条二項の規定による喀痰吸引等研修（第1号・第2号研修）） 実施要項

1 趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月1日から介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化され、施設及び自宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的に実施します。

2 対象者

- （1）県内の介護保険施設、障害施設、居宅サービス事業所等^{（注1）}に就業又は県内に在住する介護職員等（介護福祉士を含む）であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者
- （2）自職場又は法人内において、実地研修が可能であり、以下の要件を満たしていること。
 - ア 申込時点で医療的ケアの必要な利用者があり、利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）に対し、実地研修の協力について了承が得られていること。
 - イ 実習指導者（医師又は看護師等）^{（注2）}がいること。
- ※ 自職場又は法人内において実地研修が困難な場合は、以下に従って実地研修を行ってください。
 - ア 外部の実習指導者を自職場に招き行う。
 - イ 実習指導者のいる施設等に出向いて行う。
- （3）受講分類毎に必要な全課程を受講できる者で、令和6年度中に実地研修を終え、報告書等所定の書類を以下の期限までに福祉研修センター宛てに提出ができる者
 - ア 受講分類 **A** ※令和7年度は実施しません。
 - イ 受講分類 **B**～**G** 令和7年12月19日（金）

（注1）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業所等

※ 病院・診療所で就業している者（介護療養型病床及び病院又は診療所で実施している通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションに従事する介護職員等も同様）については、制度上、事業所登録ができないため、受講対象外とする。

（注2）

実習指導者は、臨床等での実務経験を3年以上有し、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の修了者
- 2 平成24年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（第一号、二号研修指導者分）の修了者
- 3 平成24～令和6年度に都道府県が実施した「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための指導者研修」の修了者
- 4 「医療的ケア教員講習会」の修了者
- 5 「令和7年度介護職員等による喀痰吸引等（不特定多数の者対象）の指導者研修」の受講予定者

※ 5は未修了の場合、実習指導者にはなれません。

3 受講分類

分類	受講課程			要 件
	基本研修		実地 研修	
	講義	演習		
A	必要	必要	必要	介護福祉士を含む介護職員等 ^(注3) であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者 <u>※令和7年度は実施しません。令和8年度は実施予定です。</u>
B	免除	免除	必要	過去に都道府県又は登録研修機関の実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者で、認定を受けた行為以外に、 <u>「医療的ケアの種類【基本】」の行為</u> を新たに特定行為に追加したい者
C	免除	必要	必要	過去に都道府県又は登録研修機関の実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者で、認定を受けた行為以外に、 <u>「医療的ケアの種類【基本】【オプション】の行為</u> を新たに特定行為に追加したい者
D	免除	免除	必要	過去に都道府県又は登録研修機関の実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）において、基本研修のみを修了した者（令和元年度以降）又は介護福祉士のための実務者研修修了者及び養成施設、福祉系高校において「医療的ケア（講義50時間＋演習）」を含む全課程修了者で、 <u>「医療的ケアの種類【基本】」の行為</u> を必要とされる方の支援をしている者
E	免除	必要	必要	過去に都道府県又は登録研修機関の実施する喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）において、基本研修のみを修了した者（令和元年度以降）又は介護福祉士のための実務者研修修了者及び養成施設、福祉系高校において「医療的ケア（講義50時間＋演習）」を含む全課程修了者で、 <u>「医療的ケアの種類【基本】【オプション】」の行為</u> を必要とされる方の支援をしている者
F	免除	必要	必要	平成23～24年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者及び平成23～24年度に部分受講し25年度に修了した者で、認定を受けた行為以外に <u>「医療的ケアの種類【基本】」の行為</u> を新たに特定行為に追加したい者
G	免除	必要	必要	平成23～24年度に山口県が実施した喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）を修了した者及び平成23～24年度に部分受講し25年度に修了した者で、認定を受けた行為以外に <u>「医療的ケアの種類【基本】【オプション】」の行為</u> を新たに特定行為に追加したい者

（注3）

介護職員等の「等」は、家族以外の者で、喀痰吸引については医師・看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師）・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を除く者。経管栄養については医師・看護職員を除く者。

4 受講定員

受講分類 **B**～**G** 80人程度

※ 基本研修免除により実地研修のみの受講者であっても、必ず本会への研修申込み及び本会からの受講決定が必要です。本会からの受講決定を受けていない者の実地研修は、修了を認めることができません。

5 受講料

受講分類	受講料	テキスト代	実地研修保険料	計
B ・ D ・ F	15,000 円	2,200 円 (希望者のみ)	2,000 円	19,200 円
C ・ E ・ G オプション研修 受講者	25,000 円	2,200 円 (希望者のみ)	2,000 円	29,200 円

※ 実地研修に係る賠償責任保険は、理由を問わず全員加入していただきます。

※ 納入方法は、事前振込みのみとします。振込先、振込期限などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

※ 振込期限日までに辞退の連絡をいただいた場合の返金については、手数料を差し引いた額を振り込みます。それ以降の辞退については、受講料の返金に応じることができません。

6 研修テキスト

本研修では、下記のテキストを使用します。（令和4年度よりテキストが新しくなりました。必要な方は購入してください。）研修開始までに必ず読んでください。

購入希望者は、受講申込書に記入してください。テキストは受講決定通知とともに事前に郵送します。返送の際は送料を自己負担していただきますので、注意してください。

なお、研修当日の販売は行いません。

「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」

編集：一般社団法人全国訪問看護事業協会

発行：中央法規出版株式会社

定価：2,200円（税込）



7 研修日程、研修課程、実地研修^(注4)

(1) 受講対象者 **B**、**D**

日 程	YM f g 維新セミナーパークに来ていただくことはありません。
課 程	実地研修（受講決定時に通知～令和7年12月19日（金））

(2) 受講対象者 **C**、**E**、**F**、**G**

日 程	全1日間 ※別紙「日程表」参照 ※受講分類 C のうち、平成29年度以降の本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」の行為について、演習が免除となります。但し、この場合であっても、それ以外の【オプション】の行為は演習を受講する必要があります。
課 程	基本研修（演習）、実地研修（演習終了日～令和7年12月19日（金））

(注4)

- ・自職場又は法人内での実地研修を基本とします。病院や診療所（医療療養病床、介護療養病床に限る）での実施も可能です。自職場又は法人内での実地研修が困難な場合は、他施設での実地研修を認めますが、受講者において受入先の手配をしてください。
- ・「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知）に基づき実施された介護職員に対する研修の修了者について、実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」を免除することができます。但し、山口県発行の「認定特定行為業務従事者認定証」の写しを申込書類と一緒に本会まで送付ください。
- ・「修了証明書」は、実地研修の修了認定基準に達した方のみ全日程を修了した者とみなし、発行します。

8 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、下記の申込先に郵送にて提出してください。
※申込書をよく読み、該当する修了証明書の写しを必ず添付してください。

9 申込先・締切日

〒754-0893
山口市秋穂二島1062 YM f g 維新セミナーパーク内
山口県社会福祉協議会 福祉研修部（福祉研修センター）
申込期間：令和7年4月15日（火）～令和7年5月13日（火）郵送必着

10 受講決定

- (1) 受講の可否については、後日申込者へ通知します。
- (2) 受講定員を超える申込みがあった場合、定員内で選考基準により選考します。喀痰吸引等の「医療的ケア」は命を扱う行為です。その自覚と責任のある者を推薦してください。
- (3) 既に本研修を修了された者で、再度、基本研修の受講を希望することもできます。但し、本研修を初めて受講される者を優先に受講決定しますので、事前に連絡してください。

11 受講上の注意事項

- (1) 実地研修の全日程を修了された方には、山口県で指定された様式に基づき修了証明書を本会より交付します。
- (2) 遅刻、早退、欠席等により受講できない場合は、修了証明書は交付できません。
- (3) 学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断した場合も、修了とは認められません。
- (4) 遅刻、欠席をされる場合は、速やかに連絡してください。
- (5) 昼食は各自で準備してください。
- (6) 研修当日に、発熱や体調が悪い場合は、研修への参加を控えてください。
- (7) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、前日の午後3時までにHP(<https://yg-fkc.com/>)に記載しますので、前日に必ずHPを確認してください。

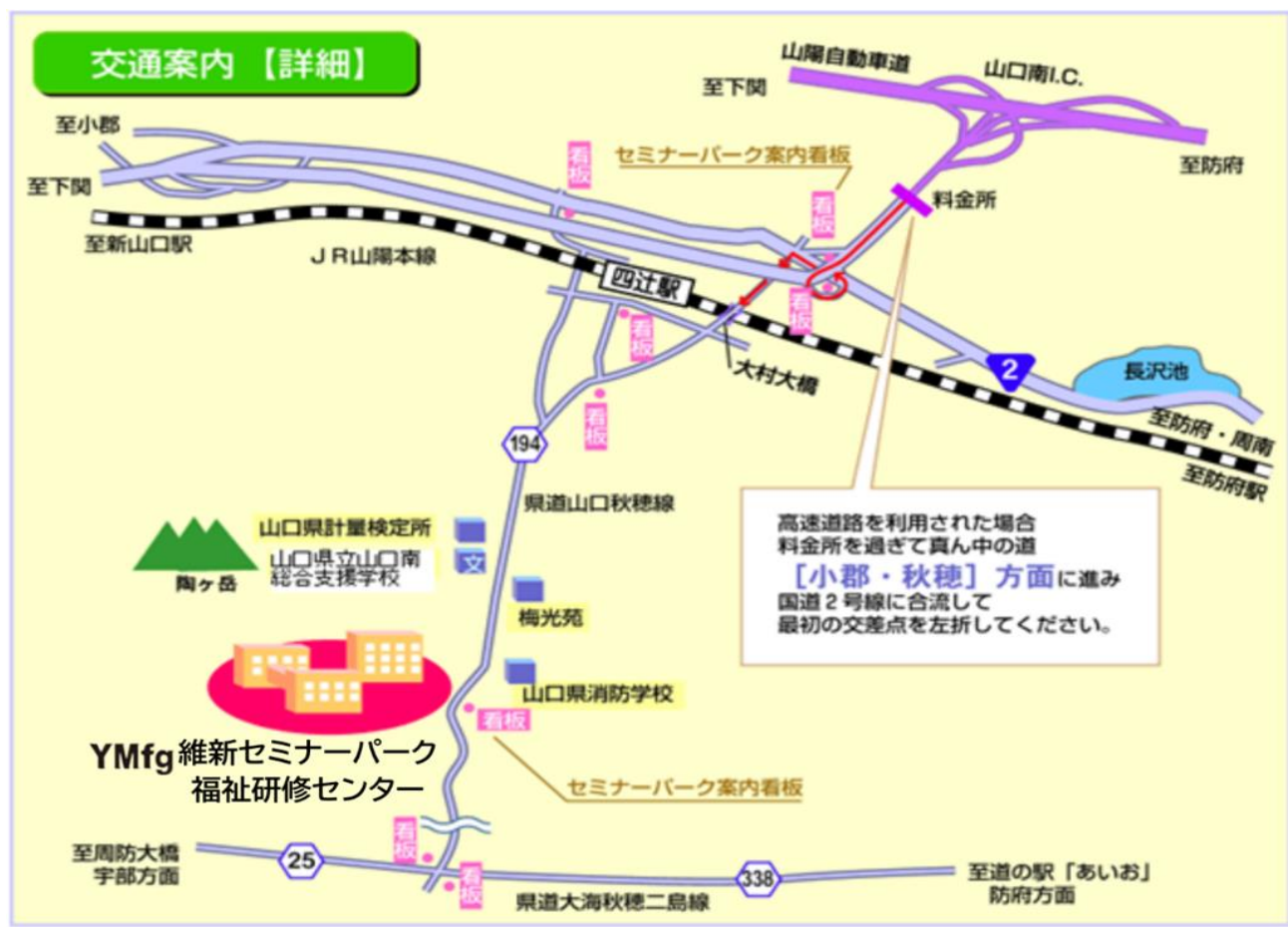
12 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者に係る個人情報は、本会「個人情報保護規程」に基づき、本研修に係る企画、受講者名簿の作成・管理等、本研修に関するもののみに使用します。

13 問合せ先

山口県社会福祉協議会 福祉研修部（福祉研修センター）担当：西嶋
TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

14 会場 YMfg 維新セミナーパーク（山口市秋穂二島1062）



日程表

【受講分類B、D】

実地研修	令和7年6月18日（水） ～ 令和7年12月19日（金） ※予定
------	----------------------------------

※YM f g 維新セミナーパークに来ていただく必要はありません。

【受講分類C、E、F、G】

オプション演習	6月18日（水）	（受付）9：00～ （演習）9：15～終了次第
実地研修	オプション演習終了日 ～ 令和7年12月19日（金）	

※受講分類Cのうち、平成29年度以降の本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）」の行為について、演習が免除となります。但し、この場合であっても、それ以外の【オプション】の行為は演習を受講する必要があります。

※オプション演習には実習指導者（指導看護師）と一緒に参加する必要があります。

※オプション演習の際は、受講者1人に対して実習指導者（指導看護師）1人ついていただきます。

研修課程

それぞれの受講分類に加え、実地研修には、2つの研修課程があります。各施設・事業所等の状況を踏まえ、研修課程を選択してください。

・第1号研修

下記の【基本】5行為全てを含む実地研修を実施修了する。

・第2号研修

下記の【基本】行為のうち一部の実地研修を実施修了する。

医療的ケアの種類【基本】		第一号研修	第二号研修
①	口腔内の喀痰吸引	①～⑤の5行為 全て実施	①～⑤の5行為の うち一部を実施
②	鼻腔内の喀痰吸引		
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引		
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）		
⑤	経鼻経管栄養		

医療的ケアの種類【オプション】		第一号研修	第二号研修
①	口腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者に対する実施)	希望者のみ実施	
②	鼻腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者に対する実施)		
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者に対する実施)		
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形化栄養剤による実施)		

※【オプション】の行為を希望する場合、【基本】①～④のうち同じ番号の行為と一緒に修了する、又は過去に修了している必要があります。【オプション】のみ実施したい場合は、【基本】の該当番号が修了していることを証する修了証明書等の写しの添付が必要です。

○実地研修に係る賠償責任保険について

実地研修の実施に当たって、研修中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損若しくは汚損したりする場合に備え、全受講者を対象として賠償責任保険に加入します。加入手続きについては、本会で行います。

なお、各施設・事業所等で既に加入している保険がある場合も、別途全員加入する必要があります。

研修内容

研修課程	要件等	A	B	C	D	E	F	G
講義	実施要項2の対象者に該当する者	必要	免除	免除	免除	免除	免除	免除
筆記試験	講義の全日程を受講した者	必要	免除	免除	免除	免除	免除	免除
演習	・受講分類[F]、[G]の者 ※シミュレーター等を使用して実施	必要	免除	—	免除	—	必要	必要
	・講義及び筆記試験が免除となり、「医療的ケアの種類【オプション】」の行為の希望がある者 (受講分類[C]、[E]、[G]の者) ※シミュレーター等を使用して実施	—	—	必要	—	必要	—	必要
実地研修	受講基準に達した者	原則、自職場又は法人内での実施						

※受講分類の詳細については、「実施要項3の受講分類」を参照

※受講分類[A]は、令和7年度の実施はありません。令和8年度は実施予定です。

※受講分類[C]のうち、平成29年度以降の本研修修了者は、「胃ろう又は腸ろうによる経管

栄養（半固形化栄養剤による実施）」の行為について、演習が免除となります。但し、この場合であっても、それ以外の【オプション】の行為は演習を受講する必要があります。

演習カリキュラム

医療的ケアの種類【基本】※受講分類F、G		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引	5回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	5回以上
⑤	経鼻経管栄養	5回以上
⑥	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤による実施）	5回以上

医療的ケアの種類【オプション】※受講分類C、E、G		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	5回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	5回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	5回以上

実地研修カリキュラム

医療的ケアの種類【基本】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引	10回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	20回以上
⑤	経鼻経管栄養	20回以上

医療的ケアの種類【オプション】		実施回数
①	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	10回以上
②	鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	20回以上
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者に対する実施）	20回以上
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤による実施）	20回以上

※【オプション】は、該当者（希望者）のみ実施します。

※第一号・二号研修にかかわらず、オプションの行為を希望する場合、【基本】①～④のうち同じ番号の行為を一緒に修了、又は過去に修了している必要があります。【オプション】のみの修了はできません。